

第8章

要約と結語

1. 要約

本書は、わが国の会社財務制度の形成過程を検討したものである。その手順としては、国立銀行条例制定前の状況の確認から、国立銀行条例の生成過程及び内容の検討、欧米の複式簿記の導入にかかる過程の検討、第一国立銀行の決算書類の検討をおこなった。ついで金融機関への検査事例の検討をおこない、利益処分方法の変容について検討をしてきた。

そこで本章においては、第1章から第7章までの内容を要約し、結論をのべてみたい。

先ず第1章においては国立銀行条例の生成過程について検討した。

国立銀行条例は1864年国法銀行法に範をとったとはいえ、当然のことながら、出来上がった国立銀行条例は1864年国法銀行法を翻訳しただけのものではなかった。

そのため、1864年国法銀行法のどの部分がそのまま国立銀行条例に採用され、どの部分がいかに修正を加えられて国立銀行条例に組み込まれていったのか、ということを明らかにするため、まずは先行業績の検討を手がかりとした。

次に、先行業績において検討されてこなかった検討課題を洗い出し、和文の『紙幣条例』なる資料について、明治四年の銀行論争の内容を踏まえて検討を加えた。

その結果、『紙幣条例』という資料は同じ名前ではあるものの、部分的に内容の異なる二つの資料があるのではないかと結論を得た。

さらに、国立銀行条例と現存する『紙幣条例』（草案）の包括的な比較検討を行った。

『紙幣条例』（草案）は62条からなるものであったが国立銀行条例は28条、161節からなるものである。国立銀行条例は『紙幣条例』（草案）からまっすぐ延長したかたちで出来上がったというものではない。

比較検討の結果、『紙幣条例』（草案）の内容がそのまま採用された部分、内

容における修正が加えられた箇所を洗い出し、さらに国立銀行条例に盛り込まれなかった『紙幣条例』（草案）の条項、『紙幣条例』（草案）には存在しないが国立銀行条例に新たに盛り込まれた条項を明らかにした。

すると、概ね株式会社制度にかかわる規定はそのまま国立銀行条例に導入されているが、金融システム、とりわけ兌換にかかわる部分には修正がくわえられ、さらに所轄官庁に関する規定は削除され、株式会社の会計に関しては新たに書き加えられている、というように判断できる状況が明らかとなった。

第2章では『銀行簿記精法』成立過程におけるいくつかの問題点に着目し、その解決を図った。

問題の一つは、『銀行簿記精法』は第一国立銀行が開業して数カ月たってから出版されている点である。簿記の教科書が存在しないまま、どのように会計記録がなされたのかという点である。

二つ目の問題は、シャンドが紙幣寮に雇われた1872（明治五）年7月から『銀行簿記精法』成立時までの期間があまりに短いのではないかとこの点である。

第一の問題点に関しては、シャンドが『銀行簿記精法』を執筆しながら行員に簿記の講義をしていたとの記述があり、一応の納得ができた。

しかし、第二の問題点に関しては、『銀行簿記精法』とその原稿といわれる『銀行諸帳面取扱手続書』を改めて詳細に検討した結果、『銀行簿記精法』が極めて短期間のうちに成立した背景には、従来参考にされたとされている文献以外に、直接モデルとなった他の文献の存在を確信するに至った。

そして、そのモデルとなった文献の一つとしてマルシュ銀行簿記書を探し当てることができた。この文献の著者であるマルシュは1875（明治八）年出版の『馬耳蘇氏記簿法』、1876（明治九）年出版の『馬耳蘇氏複式記簿法』の原著者として知られている。しかし、このマルシュ銀行簿記書に関しては、これまで十分に検討・評価がなされてこなかったように思われる。

検討の結果、『銀行簿記精法』に掲載されている凡例の中の借方・貸方の原則の解説と、仕訳帳および元帳の仕訳例題は、マルシュ銀行簿記書のイントロダクションに示されている借方・貸方の原則の解説と仕訳帳・元帳の仕訳例題を参照して作成されたということが明らかになった。短時間の内にシャンドが『銀行簿記精法』を執筆しえた理由の一つを解明できたわけである。

第3章においては決算書類の検討である。政府は国立銀行の経営を側面から支援すべく、御雇外国人アラン・シャンドを雇入れた。

シャンドは前述の通り、第一国立銀行の実務書としてアメリカ銀行簿記書を参考にして『銀行簿記精法』を執筆した。しかし、シャンドが想定した銀行の

ガバナンス構造は実際の国立銀行のガバナンス構造とは異なるものであったようで、財務諸表は大陸式をとる香港上海銀行をモデルとして書体第二とした。

また、銀行検査のための財務書類の書体をシャンドは用意しなかった。そのため監督官庁である大蔵省は、独自に銀行検査のための財務諸表の雛形を作らなければならなかった。

これまで見過ごされてきたが、日本で初めてとなる銀行検査のために、第一国立銀行から提出された財務書類が、日本で初めて作成された西洋式簿記法を基本とする財務書類となったのである。

ここにおいてシャンドが用意した株主、ひいては投資家のための財務諸表は活躍の場をなくすことになる。

この銀行検査用の財務書類の作成は、実際には第一国立銀行の方で用意し、それを大蔵省から下付するという形で雛形が渡された。その時期はシャンドがイギリスに帰国する前後にあたり、時期的にいてシャンドが携わったとは考えにくい。また、作成された財務諸表は『銀行簿記精法』の財務諸表とは異なり、いわゆるイギリス式の財務諸表となっていた。

それから2ヶ月もせず、1874年末の決算を迎えるわけであるが、再度、大蔵省は紙幣頭への報告用の財務諸表の雛形を下付する。

第一国立銀行の第一回決算の報告書（実際考課状）の宛名は、株主とはなっているものの、実質的には監督官庁宛ての書類で、先ず監督官庁に提出、株主にはその後、そのままの形式で頒布された。この書類は一部、先の銀行検査で使われたイギリス式の書類と大陸式の書類が混在するものとなっている。しかし、これはすべて大蔵省で用意した雛形に沿う形で作成されたのである。

以上の考察により、第一国立銀行の財務諸表生成に関して、『銀行簿記精法』による決算書類作成の流れと「国立銀行定期報告差出方規則」による決算書類作成というふたつの流れが存在することとなった。

しかし、第一国立銀行のガバナンス構造の特殊性により、短い期間において財務書類に対する認識の転換、財務諸表の雛形の形式をめぐる混乱があった。そのため、本来大蔵省への報告のための財務書類が株主向けの財務書類としてもつかわれた。

『銀行簿記精法』の財務諸表とは体裁の異なる財務諸表が第一国立銀行の第一回決算書に掲載されることとなったのはこの理由によるとみることができると。

第4章から第6章までは先にふれた銀行検査について掘り下げて検討した。

第4章では、明治時代初期における金融検査制度の生成過程は、従来のシャンド検査にその嚆矢を求めるのではなく、1870（明治三）年における横浜出張

通商司處務制限をその嚆矢とすることを明らかにした。

そして、通商司政策の破綻により、1871（明治四）年に8月、紙幣寮が設けられ、その事務章程には金融機関に対する検査規定が盛り込まれ、その後、国立銀行条例が成立するという順序であった。

また、金融検査規定は検査する側が先行する形でできできあがっていた。検査される側の国立銀行は、後を追う形で国立銀行条例第17条に金融検査規定が設けられたのである。

この国立銀行条例は、モデルとなった1864年国法銀行法を翻訳した「紙幣條例」（草案）をたたき台としていた。そのため、この金融検査制度は当時のアメリカの金融検査制度の影響を強く受けたものとなっている。

また、金融検査の事例として、はっきり誰がどこへ行ったかということが明確な最初の金融検査の事例には、1873（明治六）年8月、紙幣助青江秀よってなされた横浜為替会社に対する金融検査がある。

国立銀行に対する検査は、1873（明治六）年11月に第五国立銀行、第一国立銀行への金融検査がほぼ同じ時期になされている。この時点では第五国立銀行はまだ開業しておらず、こちらは開業に向けた金融検査となっていた。

一方、すでに開業していた第一国立銀行に対する小林検査の報告書には、第一国立銀行出納日表と第一国立銀行借貸一覧日表が存在した。この二つの計算書類から厳密な金融検査が行われたことが推察できる。

シャンド検査以前においても、精密な金融検査が行われており、また第一国立銀行は西洋式簿記・会計技術を実践していたのである。

第5章では第一国立銀行の大株主であり、大口の融資先であった小野組が破綻する過程を確認し、第一国立銀行に及ぼした影響を検討した。

小野組は三井組と共に第一国立銀行の筆頭大株主であり、かつ当主小野善助が第一国立銀行の頭取に就任していた。そのため、第一国立銀行開業以来、小野組は第一国立銀行より無担保かつ巨額の融資を引き出すことができた。

抵當増額令による小野組の破綻により、第一国立銀行の小野組への債権は不良化し、第一国立銀行の経営を窮地に追い込むことになるはずであった。

ところが、小野組破綻直前、第一国立銀行は小野組に融資額に見合う担保を差し出させることに成功した。第一国立銀行においては、小野組破綻による損害が大きなものとはならないことは小野組破綻直後より明らかであった。

注目すべきは、この小野組破綻直前、直後に第一国立銀行に対する紙幣寮の検査がおこなわれていたのである。

「貸附元帳御検査」であり、長岡検査であり、渡邊検査である。当時新聞等では大騒ぎとなった小野組破綻も、第一国立銀行への影響はそれほど大きなも

のにはならないということ、紙幣寮は相当程度正確に把握し、それほど大きな影響は受けないということを認識していたことが明らかとなった。

第6章では第5章の検討結果を受け、シャンド検査の意義から再検討を試みた。

これまでシャンド検査は、小野組の破綻を契機として、第一国立銀行に対してなされた日本で初めての銀行検査であるという認識がなされてきたが、なぜ小野組破綻後4カ月もたってから実行されたのであろうか。

答えは、小野組破綻直後より紙幣頭得能良介が国立銀行改革へ動き出している中で、その改革へむけた自らの意見書を通すべくなされたのがシャンド検査であるということが明らかとなった。

シャンド検査は、国立銀行の改革の必要性を認識していた紙幣頭が、大隈重信大藏卿に改革の必要性を訴えるため、小野組破綻後4カ月もたっていたにもかかわらず、シャンドに第一国立銀行の検査をさせたのである。

視点をかえて金融検査の検査形式の形成過程に関して整理してみると、国立銀行条例成立当初、検査の手順・対象についても、標準化・成文化されたものはなかった。

しかし、小林検査をはじめとして、小野組破綻時にも、長岡検査等、複数の検査が実際におこなわれていた。それらの検査の範囲は狭いながらも、必要に応じた現況確認型の検査が行われてきたのである。

前述の検討を踏まえて、シャンド検査を再検討すると、これまで見えてこなかった側面が明らかとなる。

つまり、シャンド検査は、まず改革ありきの前提があつての検査であつた。そのため、検査は現況の確認に加え、制度自体に内在する問題点の洗い出しもなされ、さらには、将来の改革へ向けた意見、提言までが盛り込まれている。

そのため、シャンド検査がなされるにいたつた経緯を踏まえて、シャンド検査を再検討すると、シャンド検査はそれまでの現況確認型の検査を基本にはしつつも、それに加えて改革へむけたコンサルティング(型検査)がなされたということが明らかとなった。

その後の検査形式をみると、検査マニュアルとして「銀行検査手続」においては確認事項がふえたものの、再び現況確認型の検査形式となり、検査内容を充実させていきながらも、検査形式は当初の現況確認型の検査に戻っていった。

第7章では会社制度導入期における利益処分方法の変遷について検討した。明治時代初期の株式会社及び文献を検討した結果、通商・為替会社においては三つ割と呼ばれる江戸時代の商家で行われてきた配当性向基準に類似した利

益処分方法が採用されていた。それが第一国立銀行、東京株式取引所、三井銀行、横浜正金銀行等においては配当性向基準を採用していることが明らかとなった。

その後、1882（明治十五）年に出現した日本銀行は、配当率基準による利益処分法を採用した。そのため本格的な株式会社制度が導入されて以降、初めて配当率基準を採用したのは日本銀行である。

日本銀行条例とベルギー国立銀行条例を比較検討した結果、日本銀行の配当率基準はベルギー国立銀行条例の配当率基準を導入したことが明白となったからである。

すなわち、明治時代初期の会社においては、利益処分法は従来の商家における利益処分法の影響を強く受けたものとなっていたのである。

その後、多くの会社では配当性向基準が採用されたが、やがて日本銀行がベルギー国立銀行条例を参照して安定配当政策を志向する配当率基準を取り入れたのである。

2. 結語

さて、明治時代初期におけるわが国の株式会社の財務制度の生成過程を国立銀行条例、簿記、決算、検査、利益処分といった側面から検討してきたが、ここから何が見えてくるのだろうか。

江戸時代末期に黒船来航により端を発した、欧米との文化、科学技術、経済システム等もろもろのギャップを認識した時の為政者は、ごちないながらもそのギャップを埋めるべく努力を開始する。

江戸幕府から明治新政府へと権力の移譲が行われ、西欧文化、社会システムなどの導入の動きも加速度を増したが、当初なかなか政府の思惑通りの結果は得られず、失敗の連続でもあった。

株式会社制度の導入もその一つである。なかなか資本の出し手である商家の賛同を得られず、初めて本格的な株式会社制度とされる国立銀行条例を制定しても、当初予定していた五つの国立銀行のうち第三国立銀行は設立に至らず、第一国立銀行においても予定していた資本金が集まらぬ状況での開業となった。

問題はそれだけではなかった。銀行の営業活動を記録する簿記にしても、西欧の知識を導入しなければならず、簿記書の執筆を依頼されたシャンドもごく短い時間で『銀行簿記精法』を書き上げなければならなかった。

加えて、シャンドが認識していた民間出資の銀行のガバナンス構造と第一国

立銀行とのガバナンス構造にはズレもあったようだ。

政府の関与の強さである。決算書類は先ず監督官庁に提出され、その後株主総会で報告されるというものであったのである。そのため決算書類もシャンドが『銀行簿記精法』で用意した形式とは異なる書類形式の決算書類となった。

ただし、政府の関与が強いものであったにもかかわらず、第一国立銀行は開業からほどなくして経営危機に瀕する。三井と並ぶ大株主であり大口融資先であった小野組が破綻したからである。融資は無担保であったため、第一国立銀行の経営に大きな影響を与えるはずであったが、小野組破綻直前担保を提出させることができ、第一国立銀行は経営危機に陥らずに済んだ。

小野組破綻処理にあたった紙幣寮は国立銀行の改革を進めるため、シャンドに第一国立銀行を検査させた。このシャンド検査を受けて国立銀行条例はその後改正され、いわゆる国立銀行設立ブームが起き、株式会社制度も急速に普及するのである。

しかし、ここで銀行検査の問題が起きる。つまり、シャンド検査以前にも金融機関に対する検査は行われており、シャンド検査は日本で初めての銀行検査ではなかったのである。シャンド検査は、むしろ当時の金融監督官庁であった紙幣寮の得能良介紙幣頭による国立銀行改革ありきの方針の中で行われたものであった。

そのため、シャンド検査は現況を確認するといった本来の検査からコンサルティングに及ぶものとなっており、問題があれば何でも指摘するといったものとなっていた。

このように、西欧の社会システムとしての株式会社制度導入には強い政府の誘導と監督が存在した中で、従来の商家の慣習が盛り込まれたのが利益処分方法である。

江戸期に存在した三つ割と呼ばれる利益処分方法は現在の用語でいえば、配当性向基準に類似するものである。

他の簿記、決算、検査とは異なり、この利益処分方法においてのみ旧来の習慣の導入がなされたことは注目に値する。

株式会社制度における資本の集中を図るためには、資本の出し手である商家に対し、リターンの手順、ルールをわかりやすくする必要に迫られていたと理解できるからである。

明治時代初期の株式会社の財務制度の生成過程における特徴である。